

案

【資料3】

令和4年12月 日

大阪市長 松井一郎様

大阪市消費者保護審議会
会長 家本 真実

大阪市消費者教育推進計画の策定について（答申）

大阪市消費者保護条例第33条第2項第3号の規定に基づき、大阪市長から令和3年6月28日付け大市民消費第41号により諮問のありました件について、別紙のとおり答申いたします。